

令和3年度負担金の額及び徴収方法

一般社団法人四国バス協会

1. 負担金の額

1 営業所当たり1カ年・・・100,000円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の算出

令和3年2月1日現在の管轄区域内に存する貸切バス営業所数をもって1カ年の負担金の額を算出します。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

なお、分割納付を希望する場合は、前期と後期ごとに1カ年の負担金の半額を分割して納付することができます。

(3) 負担金の請求及び納付期限

① 一括納付及び分割納付の前期分は4月に請求し、納付期限は5月31日までとします。

② 分割納付の後期分は9月に請求し、納付期限は10月31日までとします。

(4) 負担金の精算

年度途中で新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算の取扱いは以下のとおりです。なお、精算により生じた10円未満の端数は10円単位に切り上げます。

① 新規許可

年度途中で新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

② 事業廃止又は許可の取消し

年度途中で事業を廃止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、事業を廃止した日又は許可取消処分の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

③ 事業の休止又は再開

年度途中で事業を休止又は再開した事業者については、事業の休止又は再開をした日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

④ 事業の譲渡及び譲受

年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

⑤ 事業の分割、合併及び相続

年度途中で事業の分割、合併及び相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから、負担金に係る精算を行いません。

⑥ 事業計画の変更

年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から負担金を請求します。

また、年度途中で適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

⑦ ⑥以外の事業計画の変更

年度途中で⑥以外の事業計画の変更（同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行いません。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。